

## 議会基本条例（案）に関するパブリックコメント（町民意見募集）について

安平町議会では、積極的情報公開と町民の思いをまちづくりに反映させ、町民に身近に感じてもらい信頼される想像力豊かで存在感のある議会を築くため、「議会基本条例」を策定することとしました。この度、その案がまとまりましたので、下記のとおり、町民の皆さんのご意見を募集します。

- 公表する資料名  
議会基本条例（案）

- 資料の閲覧期間 10月7日（月）から11月6日（水）

- 資料の閲覧方法

閲覧期間において町ホームページに掲載するほか下記の場所で資料を閲覧できます。

- ・議会事務局（追分庁舎）
- ・住民生活課住民サービスグループ（早来庁舎）

- 意見等の募集期間 10月7日（月）から11月6日（水）

- 意見を提出できる方 安平町内に住所を有する高校生以上の方

- 意見書等の提出方法

意見の提出に当たっては郵便・直接持参・ファックス・メールのいずれかの方法で提出してください。意見書用紙は閲覧窓口又はホームページよりダウンロードできます。

※ なお、ご意見等は口頭、電話では受け付けできません。

- 意見等の提出

安平町議会事務局

郵便番号 : 059-1911  
住所 : 安平町追分本町6丁目54番地  
メール : [gikai-soumu@town.abira.lg.jp](mailto:gikai-soumu@town.abira.lg.jp)  
FAX : 0145-25-3203  
問合せ : 安平町議会事務局  
電話番号 : 0145-25-2411